

給水装置工事施工基準

令和3年5月

毛呂山町 水道課

目 次

加入金	1
口径変更の取り扱い	1
1. 給水装置の方式	2
2. 量水器口径選定条件	2
配水管・配水補助管の管径選定基準	3
ループ配管選定基準	4
3. 量水器の設置	5
大口径量水器の設置基準	6
4. 給水取付工事	8
(1) 給水管の取り出し	8
(2) 給水管の分岐位置	8
(3) 給水管・配水補助管の布設	9
(4) 止水栓の位置	9
(5) 給水管の埋設深さ	9
(6) その他	10
5. 分水小穴工及び布設工	11
(1) 掘削及び埋戻	11
(2) 安全施設	11
(3) 標準掘削寸法	11
(4) 道路復旧標準断面図	12
1) 町道	12
2) 県道	14
6. 道路復旧標準平面図(舗装本復旧)	22
7. 指定材料	22
8. 給水工事から申込からしゅん工までのフローチャート	23

加入金（毛呂山町水道事業給水条例第6条より）

（消費税含む）

量水器口径	金額（円）
13mm	110,000
20mm	220,000
25mm	385,000
40mm	1,320,000
50mm	2,200,000
75mm	5,500,000
100mm	8,800,000
150mm以上	町長がその都度定める

令和元年10月1日改定

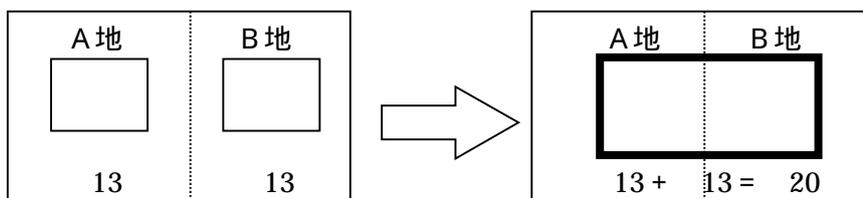
親メーター以降に各戸メーター設置の場合、加入金は別途給水協定を締結して決定する。
水道工事については、毛呂山町指定給水装置工事事業者で施工をすること。

手数料（非課税、1申請・1件あたり）

- ・設計審査手数料 1,500円
- ・工事検査手数料 1,500円

口径変更の取り扱い

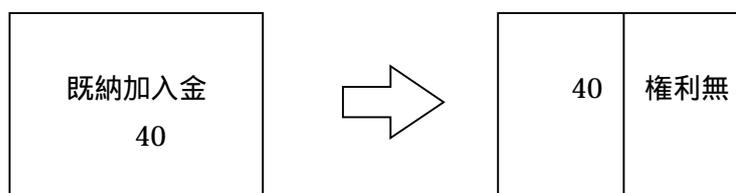
- ・口径変更については新旧口径の差額とし、既納の加入金は還付しない。
- ・各々の区画に既設メーターがあり、その区画を併せて口径変更する場合、既設メーター同士を併せることは可能である。（併せるとは合筆及び建築確認上の敷地設定等の事を言う）



- ・既納の加入金分の口径であれば申請しだいで増減を行っても差額は発生しない。
手数料は申請毎に発生するのでこの限りではない。
（例）既設メーター 50 仮設用に減径 20 再度必要口径に戻す 50 等は可能

加入金の移動範囲

- ・加入金については土地に定着するものであり、原則移動できない。
- ・分筆等を行った場合、既納の加入金については分筆後の土地のいずれかに定着するものとする。



1. 給水装置の方式

原則として直接給水とし、メーター先の配管についてはメーター口径以上の配管(先太り配管)は認めない。また、以下の場合には受水槽を設ける。

配水管の断水時にも必要最小限の給水を確保する必要がある場合。(工場、学校、病院等) 一時に多量の水を使用する場合。

3階以上の建築物に給水する場合。

配水管の水圧にかかわらず常時一定の水量を必要とする場合。

受水槽を設置して給水する建築物は、原則として直接給水との併用は認めない。ただし、建築物外に共同使用を目的に設置する散水栓等は1水栓のみ直結することができる。なお、同一敷地内での併用は、状況等を考慮して別に指示する。

専用住宅の場合は3階に1栓のみ念書の提出で認める。

2. 量水器口径選定条件

量水器の口径については以下の表によるが、40mm以上の量水器を使用する場合は水道課と協議する。

共同住宅・宅地開発などに伴い、配水管・配水補助管を布設する場合の管径の選定については、必ず水道課と協議する。

口 径	備 考
13mm	栓数 6栓以下
20mm	栓数 15栓以下
25mm	栓数 20栓以下
40mm	使用水量により決定
50mm	〃
75mm	〃
100mm	〃

配水管・配水補助管の管径選定基準（既存の使用戸数含む）

・共同住宅

量水器口径	使用戸数	引込管径
13	2	20
"	3	25
"	4	25
"	5	25
"	6	25
"	7	40
"	8	40
"	9	40
"	10	40
"	12	40
"	14	40
"	16	40
"	18	50
"	20	50
"	25	50
"	30	50
"	40	75

・区画分譲

量水器口径	使用戸数	引込管径
20	2	25
"	3	40
"	4	40
"	5	40
"	6	40
"	7	50
"	8	50
"	9	50
"	10	50
"	12	75
"	14	75
"	16	75
"	18	75
"	20	75
"	25	75
"	30	75
"	40	75

ループ配管選定基準

・ 13での算定

戸数	13(m ³ /h)	同時使用率を考慮した流量(m ³ /h)	呼び径	ループで配管できる場合の口径
2	0.54	0.540	20	20
3	0.81	0.810	25	20
4	1.08	0.972	25	20
5	1.35	1.215	25	25
6	1.62	1.458	25	25
7	1.89	1.701	40	25
8	2.16	1.944	40	25
9	2.43	2.187	40	25
10	2.70	2.430	40	25
12	3.24	2.592	40	25
14	3.78	3.024	40	40
16	4.32	3.456	40	40
18	4.86	3.888	50	40
20	5.40	4.320	50	40
25	6.75	4.725	50	40
30	8.10	5.670	50	40
40	10.80	7.020	75	50

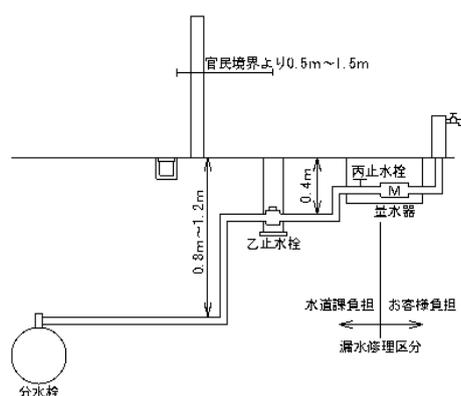
・ 20での算定

戸数	20(m ³ /h)	同時使用率を考慮した流量(m ³ /h)	呼び径	ループで配管できる場合の口径
2	1.26	1.260	25	25
3	1.89	1.890	40	25
4	2.52	2.268	40	25
5	3.15	2.835	40	25
6	3.78	3.402	40	40
7	4.41	3.969	50	40
8	5.04	4.536	50	40
9	5.67	5.103	50	40
10	6.30	5.670	50	40
12	7.56	6.048	75	40
14	8.82	7.056	75	50
16	10.08	8.064	75	50
18	11.34	9.072	75	50
20	12.60	10.080	75	50
25	15.75	11.025	75	50
30	18.90	13.230	75	75

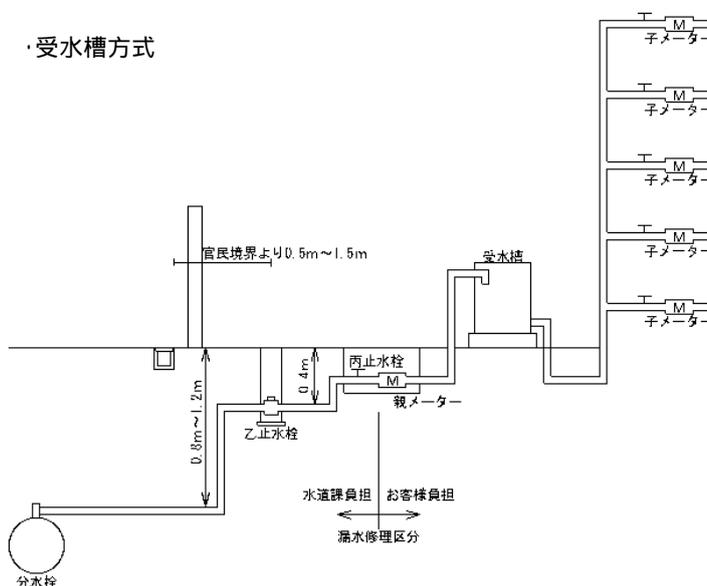
3. 量水器の設置

- ・ 1棟の建築物ごとに1個の量水器を設置すること。ただし、同一敷地内で同一目的に使用するものについては、建築物の棟数に関係なく1個の量水器とする。(学校・病院・工場・寮・娯楽場・プール・倉庫・その他)
- ・ 1棟の建築物であっても、構造上独立出来るよう区割りされたものへの給水装置は、当該区画ごとにそれぞれ1個の量水器を設置できる。(共同住宅・店舗付住宅・2世帯住宅・貸店舗・長屋・事務所等)
- ・ 3階以上の共同住宅では原則として受水槽を設置するが、受水槽以降で各戸検針が必要な場合は、受水槽手前の水道メーター(以下親メーター)の他に、受水槽以降で検針可能な場所へ各戸メーター(以下子メーター)を設置できる。
- ・ 親メーター及び、子メーターについては、給水協定を締結したものに限り水道課でメーターの出庫及び交換をすることができる。
- ・ 量水器の設置に必要な一切の費用は全て申込者の負担において施工する。
- ・ 量水器の設置場所及び量水器ボックスの蓋の開閉の向きについては、量水器の検針や交換がしやすい場所・向きとし、水道課の指示する位置に設置する。
- ・ 量水器は原則として敷地をこえて移動できない。ただし、土地所有者が同一の場合は認める。
- ・ 量水器は平メーターとし、隔測メーターは使用しない。

・直結直圧給水方式



・受水槽方式



大口徑（ 50 以上）量水器設置基準

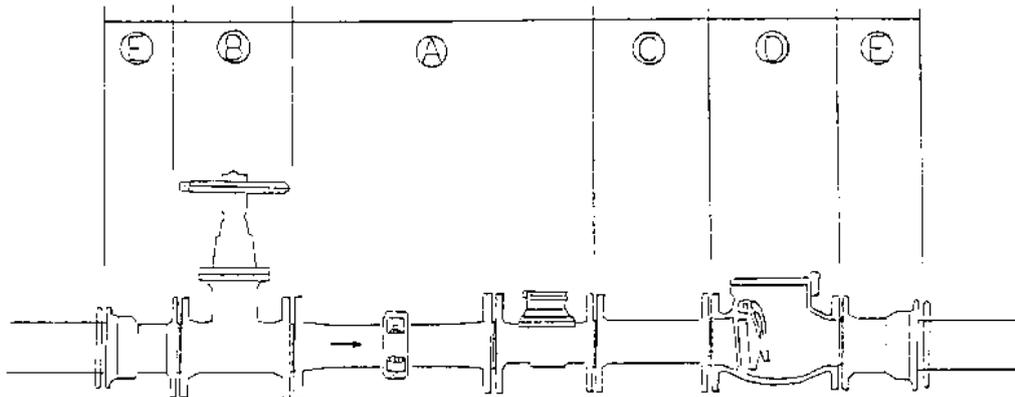
（ 1 ）大口徑量水器

量水器は以下の形式を使用する。

品名	口径
縦型ウォルトマン液封直読式量水器	50 ~ 100
乾式軸流羽根車直読式量水器	50 ~ 100
電池電磁式量水器	150、 200

（ 2 ）量水器ボックス内部配管

75 以上の場合

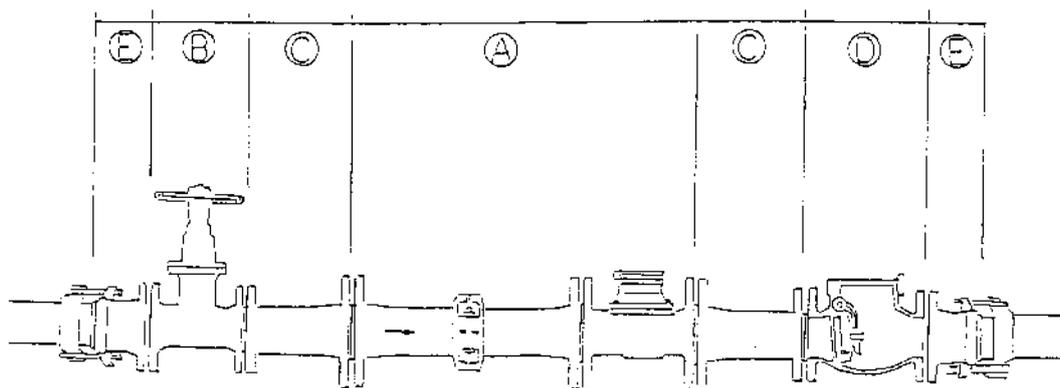


単位：mm

材 料		口 径				備 考
		75	100	150	200	
A	量水器	630	750	1000	1160	ストレーナー含む
B	ソフトシール仕切弁	240	250	280	300	丸ハンドル付
C	フランジ短管	300	300	300	300	内面粉体
D	逆止弁	240	290	410	500	スイング式
計		1410	1590	1990	2260	

必要に応じて短管 1 号、短管 2 号(共に K 型)、RR フランジ短管を使用して管と接続する。

50の場合



単位：mm

材 料		口 径	50	備 考
A	量水器		560	ストレーナー含む
B	ソフトシール仕切弁		180	丸ハンドル付
C	メーター用合フランジ短管		200×2	内外面粉体
D	逆止弁		200	スイング式
計			1340	

R R フランジ短管を使用して管と接続する。

(3) 量水器ボックス

量水器ボックスは現場施工または既成製品とする。

1. 現場施工の場合

- ・ 内径700mm以上×1500mm以上（鉄蓋の寸法等を考慮する）。
- ・ 量水器、仕切弁、逆止弁が一括して設置できるようにする。
- ・ 材質はコンクリートブロック積または現場打コンクリート製とする。
- ・ 施工後沈下等がないよう砕石、コンクリートで基礎を作る。
- ・ 車が乗らない部分に量水器ボックスを設置する場合の鉄蓋は、3枚または4枚割れ取手付とする。
- ・ 材質は編板鋼板を使用できる。
- ・ 量水器計器盤の上には、検針用小窓を設けること。
- ・ 量水器上に検針用小窓を設ける材質は20tの荷重に耐えられるものとする。

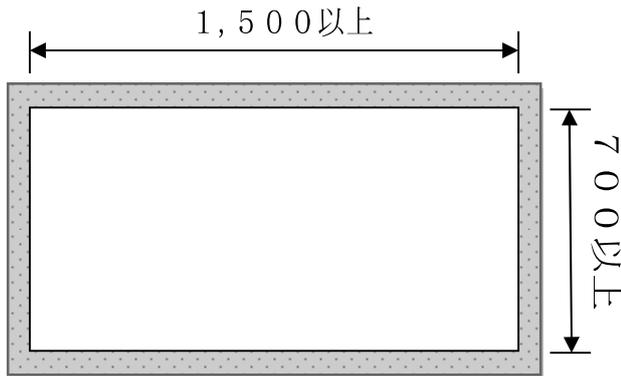
2. 既成品の場合

- ・口径に適したボックスを選択する。

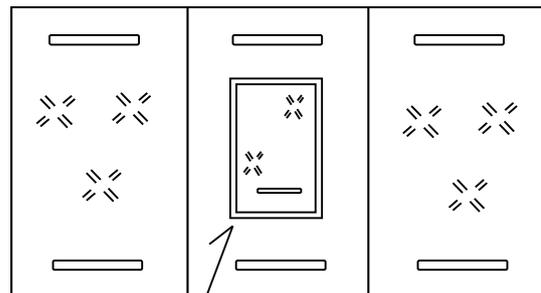
量水器の配管、量水器ボックスの寸法、鉄蓋等は水道課と協議する。
その他で疑義が生じた場合には、その都度水道課と協議する。

(参考例)

量水器室寸法図



縞板鋼板製鉄蓋



4 . 給水取付工事

(1) 給水管の取り出し

- ・給水管の取り出し口径は20mm以上とする。
- ・配水管からの取り出しは、サドル分水栓を使用し防食フィルムを巻く。鑄鉄管用サドル分水栓には、必ずインサートコアを挿入する。
- ・配水補助管からの取り出しは、サドル分水栓とするが、小口径で製品がない場合のみHIVPチーズを使用する。
- ・大口径の給水分岐をする場合は、特殊T字管を使用して不断水で施工できる。

(2) 給水管の分岐位置

- ・分岐相互間は50cm以上を基準とする。
- ・異形管、本管附属施設(制水弁、消火栓、空気弁など) 管末より1.0m以上を基準とする。
- ・交差点の中央またはその周辺から分岐しない。

(3) 給水管・配水補助管の布設

- ・分水栓から止水栓までの配管は、配水管に直角とし、最短距離をとり水平に引き込むものとする。
- ・同一敷地内（建築確認上の敷地）において複数の建築物に給水する場合、給水の引き込みは1箇所とする。ただし、既設管取出しが複数ある場合については、別途協議を行う事とし、また既設管が銅管（CP管）の場合は使用を認めないものとする。
- ・給水は、給水する場所に接する公道またはそれに準ずる私道から引き込むものとし、私有地を横断して布設することはできない。
- ・公道に給水管・配水補助管を布設する場合は、官民境界より1.0m離れた位置を基準とし一路線に一本とする、細部に関しては水道課と協議し、道路管理者の指示に従い決定する。
- ・建築基準法に基づく、後退線内及びこれに準ずる範囲に給水管を埋設することはできない。
- ・他の埋設物（ガス管・下水管等）との離隔は30cm以上とする。
- ・上記の施工が困難な場合、その他疑義が生じた場合には、水道課と別途協議を行い決定すること。

(4) 止水栓の位置

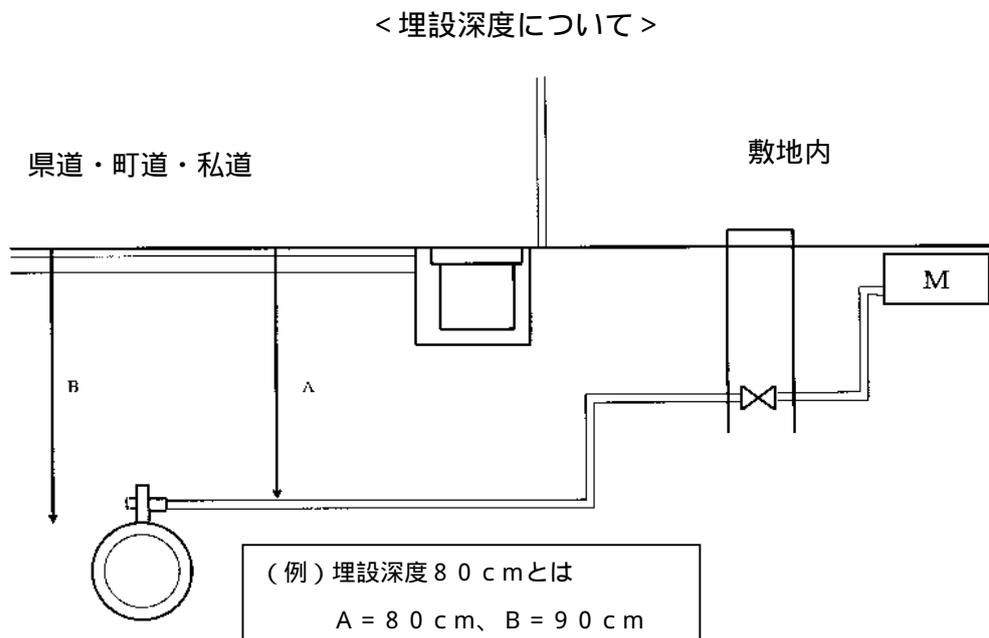
- ・止水栓（宅地内第1止水栓）の取付位置は、官民境界または建築基準法による後退線より1.5m以内とする。ただし、4.0m未満の道路から分岐する場合は、道路中央から2.5m～3.5mを基準とする。
- ・公道に設置する場合及び40mm以上の止水栓を設置する場合は、荷重等を考慮し鑄鉄製の筐を使用する。
- ・1箇所の分岐で2個以上の量水器を使用する場合、連合管に1個並びに個々の分岐管に1個の止水栓を設置する。

(5) 給水管の埋設深さ

区 分	埋設深さ
宅内	0.4m以上
町道または私道	0.8m以上（町道路管理者の指示による）
県道歩道	1.2m以上（県道路管理者の指示による）
県道歩道出入口部	1.2m以上 "
県道B工種	1.2m以上 "
県道C工種	1.2m以上 "

(6) その他

- ・給水申請に伴う本管工事設計指針及び配水管等標準仕様書により、定めがないものについては、その都度水道課と協議する。



5 . 分水小穴工及び布設工

(1) 掘削及び埋戻

- ・穿孔作業に支障のない適切な広さを確保する。
- ・配水管の位置を十分に確認するとともに、他埋設物の位置も事前に調査する。
- ・軟弱地盤の場所は、危険防止のため山留等の防護を行う。
- ・湧水地帯の場所は、十分に排水を行い水中での施工はしない。
- ・床付けは凹凸のないように、平坦にならし、配管の際に屈曲による管の損傷を避ける。
- ・公道部分の掘削に当たっては、必ず道路管理者の許可を得た後施工する。
- ・工事後沈下がないように、規定の厚さで転圧する。
- ・仮復旧は再生アスコンを使用できる。
- ・再生砂の使用については水道課と協議する。また、状況に応じて洗砂を使用する。
- ・必要に応じて所定の安全施設を設置する。
- ・残土、アスファルト廃材などは適正な処分をする。

(2) 安全施設

種 別	摘 要
工事予告板	工事箇所前後 50・100・200m (6 枚)
工事標示板	〃 道路工事中 (2 枚)
規制標識	〃 徐行、段差あり (2 枚)
案内板	〃 協力依頼 (2 枚)
回転灯	〃 (2 枚)
バリケード	3 mにつき 1 基
保安灯	3 mにつき 1 基
簡易信号機	夜間片側通行にする場合
交通整理員	交通規制がある場合は必ず置く

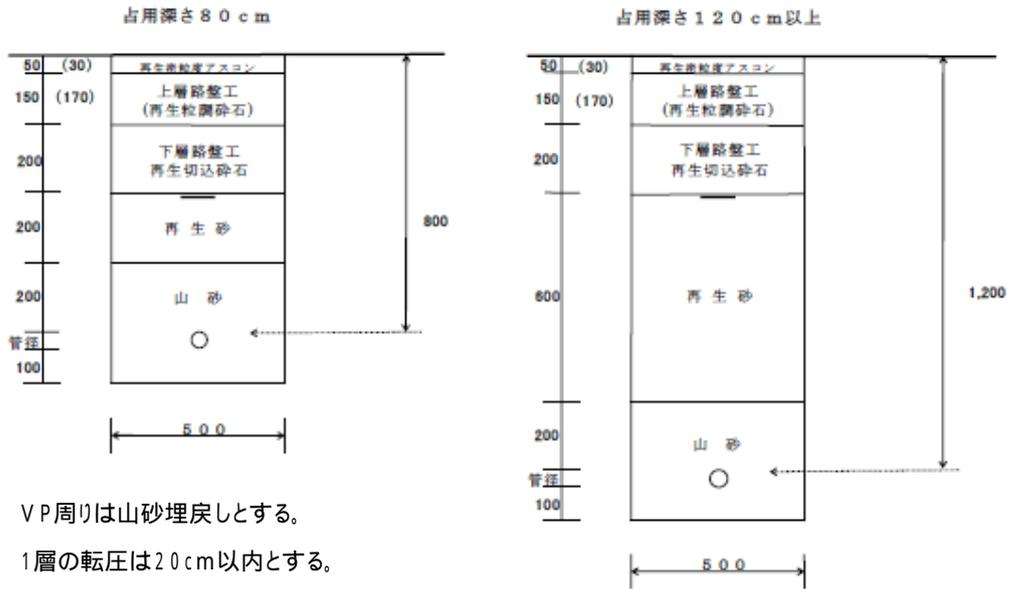
(3) 標準掘削寸法

小穴工		1 . 2 m × 0 . 8 5 m
布設工	掘削幅	0 . 6 m (給水管、配水補助管) 0 . 7 ~ 0 . 8 m (配水本管)

(4) 道路復旧標準断面図

1) 町道

給水管町道復旧標準組成図

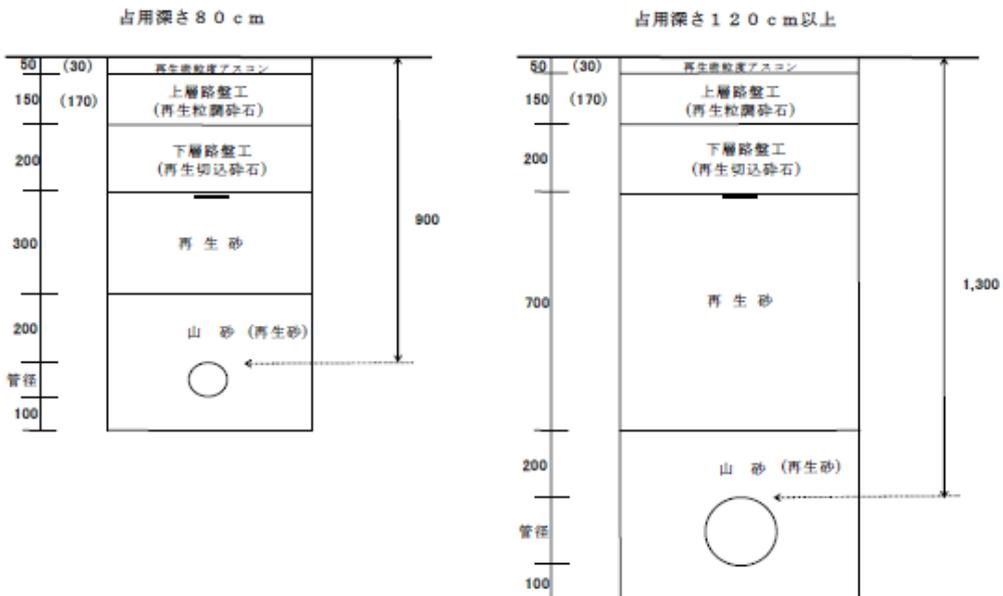


VP周りは山砂埋戻しとする。

1層の転圧は20cm以内とする。

H17年4月より、アスコン3cmに変更

町道復旧標準組成図（配水管、補助管）

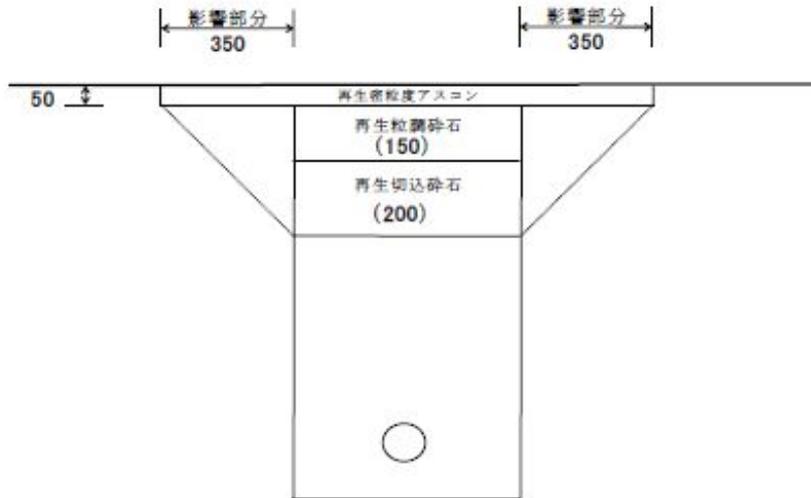


VP周りは山砂埋戻し、DCIP周りは再生砂埋戻しとし、ポリスリーブで被覆すること。

1層の転圧は20cm以内とする。

H17年4月より、アスコン3cmに変更。

本復旧標準図（配水管、補助管、給水管）
道路管理者との協議により定める。



2) 県道 組成・埋設深度はその都度、埼玉県飯能県土整備事務所と協議する。

資料 1 1

占 用 復 旧 組 成 表

	路 線 名	ランク
299	一般国道 299 号	C・D注 1
407	一般国道 407 号	D
463	一般国道 463 号	C・D注 2
8	川越入間線	C
15	川越日高線	C
28	青梅飯能線	B
30	飯能寄居線	C
39	川越坂戸毛呂山線	B・C注 3
41	東松山越生線	B
53	青梅秩父線	B
61	越生長沢線	B
63	青梅入間線	B
70	飯能下名栗線	B
73	秩父上名栗線	B
74	日高川島線	B・C注 4

	路 線 名	ランク
114	川越越生線	C
171	ときがわ坂戸線	B
179	所沢青梅線	C
181	武蔵高萩停車場線	B
182	高麗川停車場線	B
185	東飯能停車場線	B
186	毛呂停車場鎌北湖線	B
187	越生停車場線	B
193	下畑軍畑線	B
195	富岡入間線	C
218	二本木飯能線	B・C注 5
219	狭山下宮寺線	C
221	原市場下成木線	B
224	武蔵藤沢停車場線	B
226	入間市停車場線	B
228	飯能停車場線	B
230	東吾野停車場線	B
247	坂戸停車場線	B
256	片柳川越線	B
261	笠幡狭山線	B
262	日高狭山線	C
269	上伊草坂戸線	B
343	岩殿岩井線	B
347	馬引沢飯能線	B
350	南飯能線	B
395	南川上名栗線	B

注 1 一般国道 299 号
 笹井交差点以南 D
 その他 C

注 2 一般国道 463 号
 バイパス線 D
 その他 C

注 3 川越坂戸毛呂山線
 バイパス線 C
 その他 B

注 4 日高川島線
 起点～国道 407 号 B
 国道 407 号～終点 C

注 5 二本木飯能線
 青梅飯能線～都市計画道路（川寺上野線） B
 その他 C

別紙 8 (第 2 6 条 第 2 項 関 係)

復 旧 の 道 路 別 組 成 等 の 基 準

1 アスファルトコンクリート舗装で舗装されている道路の復旧組成は、次に掲げるところにより決定するものとする。

(1) 車道

(単 位 cm)

タイプ	下層路盤	上層路盤	基層	表層	合計厚	仮復旧の 舗装厚
	再生切込 砕石	粒調砕石	粗粒度 アスコン	密粒度 アスコン		
大型車交通量一方向 1 0 0 台 / 日未満 (旧 L 交通)						
L (2)	(2 7)	(1 5)	-	(5)	(4 7)	5
L 3	1 9	1 5	-	5	3 9	5
L 4	1 5	1 5	-	5	3 5	5
L 6	1 2	1 2	-	5	2 9	5
L 8	1 2	1 2	-	5	2 9	5
大型車交通量一方向 1 0 0 台 / 日 ~ 2 5 0 台 / 日未満 (旧 A 交通)						
A (2)	(2 9)	(2 5)	-	(5)	(5 9)	(5)
A 3	3 5	1 5	-	5	5 5	5
A 4	3 1	1 5	-	5	5 1	5
A 6	2 3	1 5	-	5	4 3	5
A 8	1 5	1 5	-	5	3 5	5
A 1 2	1 4	1 3	-	5	3 2	5
大型車交通量一方向 2 5 0 台 / 日 ~ 1 , 0 0 0 台 / 日未満 (旧 B 交通)						
B (2)	(3 4)	(3 0)	(5)	(5)	(7 4)	(5)
B 3	2 9	2 5	5	5	6 4	5
B 4	3 5	1 5	5	5	6 0	5
B 6	1 9	1 5	5	5	4 5	5
B 8	1 5	1 5	5	5	4 0	5
B 1 2	1 2	1 2	5	5	3 4	5
大型車交通量一方向 1 , 0 0 0 台 / 日 ~ 3 , 0 0 0 台 / 日未満 (旧 C 交通)						
C (2)	(3 8)	(3 0)	(1 4)	(5)	(8 7)	(7)
C 3	3 8	3 0	1 0	5	8 3	7
C 4	3 3	2 5	1 0	5	7 3	7
C 6	3 1	1 5	1 0	5	6 1	7
C 8	1 9	1 5	1 1	5	5 0	7
C 1 2	1 4	1 3	1 0	5	4 2	7
C 2 0 以上	1 2	1 2	1 0	5	3 9	7
大型車交通量一方向 3 , 0 0 0 台 / 日以上 (旧 D 交通)						
D (2)	(4 4)	(4 0)	(2 1)	(5)	(1 1 0)	(7)
D 3	3 8	3 0	2 0	5	9 3	7
D 4	3 8	3 0	1 6	5	8 9	7
D 6	3 3	2 5	1 5	5	7 8	7
D 8	3 5	1 5	1 5	5	7 0	7
D 1 2	1 9	1 5	1 5	5	5 4	7
D 2 0 以上	1 5	1 5	1 5	5	5 0	7

(注 1) 現状組成が、上記組成と異なる場合は、現状に即した組成とすることが出来る。

再生粒調砕石 (RM-40) の供給が困難な場合は、粒調砕石 (M-40,30) とする。

(2) 歩道
一般部

(単位 cm)

種類	表層		クッション層	路盤	砂層	合計厚	仮復旧の舗装厚
	アスファルト混合物	平板ブロック等		再生切込砕石			
透水性舗装	4	-	-	10	10	24	3
アスファルト舗装	3	-	-	10	-	13	3
コンクリート(カラー)平板舗装	-	6	3	10	-	19	3
インターロッキングブロック舗装	-	6	3	10	-	19	3

注1) クッション層に使用する材料は、砂(再生)又は空練りモルタルとし、地盤の状況に応じて不陸の発生を抑える材料を使用すること。

車両乗り入れ部

ア. アスファルト舗装

(単位 cm)

車両別区別	アスファルト混合物	路盤厚	合計厚	仮復旧の舗装厚
	表層	再生切込砕石(RC-40)		
乗用、小型貨物自動車等(2t程度)	5	25	30	3
普通貨物、大型貨物自動車等(6.5t以下)	10(5+5)	25	35	3
大型貨物自動車(6.5tを超えるもの)	15(5+10)	30	45	3

(注) セミトレーラー連結車等、これにより難しい場合は別途検討すること。

イ. コンクリート(カラー)平板舗装

(単位 cm)

車種別区別	ブロック厚	モルタル厚	上層路盤	下層路盤	合計厚	仮復旧の舗装厚
			粒調砕石(RM-40)	再生切込砕石(RC-40)		
乗用、小型貨物自動車等(2t程度)	6	3	10	15	34	3
普通貨物、大型貨物自動車等(6.5t以下)	6	3	15	25	49	3
大型貨物自動車(6.5tを超えるもの)	6	3	30	30	69	3

(注) セミトレーラー連結車等、これにより難しい場合は別途検討すること。

再生粒調砕石(RM-40)の供給が困難な場合は、粒調砕石(M-40,30)とする。

ウ．インターロッキングブロック舗装

(単位 cm)

車種別区別	ブロック厚	モルタル厚	上層路盤	下層路盤	合計厚	仮復旧の舗装厚
			粒調砕石 (RM-40)	再生切込砕石 (RC-40)		
乗用、小型貨物自動車等 (2 t程度)	8	3	10	15	36	3
普通貨物、大型貨物自動車等 (6.5 t以下)	8	3	15	25	51	3
大型貨物自動車 (6.5 tを超えるもの)	8	3	30	30	71	3

(注) セミトレーラー連結車等、これにより難しい場合は別途検討すること。

再生粒調砕石 (RM-40) の供給が困難な場合は、粒調砕石 (M-40,30) とする。

2 1 に該当しない特殊な舗装等の復旧は、埼玉県道路設計基準等に基づく適切な復旧組成を決定するものとする。

3 道路を施行前と同等に機能構造に回復させるための舗装の復旧部分は、掘削又は仮復旧部分を図1に示す形態により、復旧させるものとする。

ただし、掘削又は仮復旧部分が車道外側線の外側等で車道部に影響がない場合の道路復旧については、上記に係わらず、車道外側線の外側のみで復旧を指示することができる。

また、歩道の復旧については、図2、図3に示す形態により復旧させるものとする。

なお、占用工事に施行により道路の構造に影響を与えている場合は、上記の復旧箇所に加えて、当該影響を与えた部分の全部を復旧させるものとする。

また、復旧の施行端から舗装絶縁線までの距離が1.2m未満の場合は、当該部分を含めて復旧させるものとする。

道路の復旧方法

(種別 B)

設計 C B R 3

仮復旧方法・・・即日に次の方法で行う。

表層工		(5) cm	(1) 一層ごとの敷均し暑さは、左記を標準にし、振動ローラー等で十分に締固め仕上げる。なお、ランマ-で締固める場合は、各層ごとに 10cm 以下とする。
上層路盤工	再生粒調碎石 径 30mm 以下	(30) cm	
下層路盤工	再生切込碎石 径 40mm 以下	(29) cm	
路床	* 砂等 ○ ← 占用物件		

路 床・・・地盤から 20cm 以下ごと
下層路盤工・・・下層から 20cm 以下ごと
上層路盤工・・・上層から 15cm 以下ごと

* 砂等 砂・埋め戻し用砂質土・改良土のことをいう

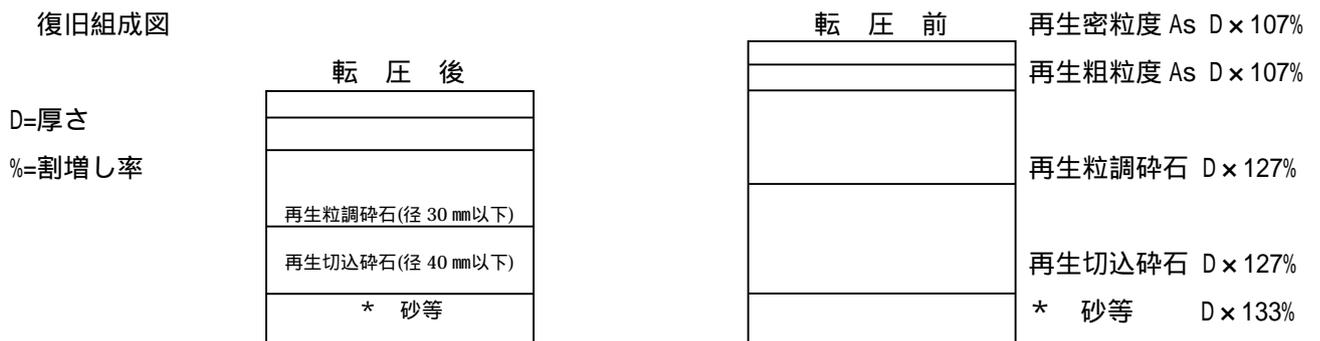
(2) 仮復旧期間中は、安全施設及び表示板を設け、定期的にパト-ルを行い安全管理に努めること。障害がある場合は、速やかに処理すること。

本復旧方法・・・自然転圧期間後(概ね3ヶ月以上) 次の方法で行うこと。

本復旧幅		
影響部分		影響部分
表層	再生密粒度アスコン	(5) cm
基層	再生粗粒度アスコン	(5) cm
	再生粒調碎石 径 30cm 以下	(25) cm
	再生切込碎石 径 40cm 以下	(29) cm
	* 砂等	道路占用工事標準条件書第 40 条の各号に該当するものを「影響」とする。

- (1) 本復旧幅の表層・基層を切り取り上層路盤の不陸整正を行い浮石、有害物を除去し十分転圧すること。
- (2) 表層舗装に当たってはタックコートを、基層舗装にあたってはプライムコートを規定どおり散布し一層の仕上がり厚を 7cm 以下とすること。
- (3) 影響部分は立会いにより決定するものとする。
- (4) 本復旧後において障害が生じた場合は、2 ヶ年間は占用者の責任で処理及び対策を行うこと。
- (5) 大規模縦断占用については、切削オーバーレイも可とする。

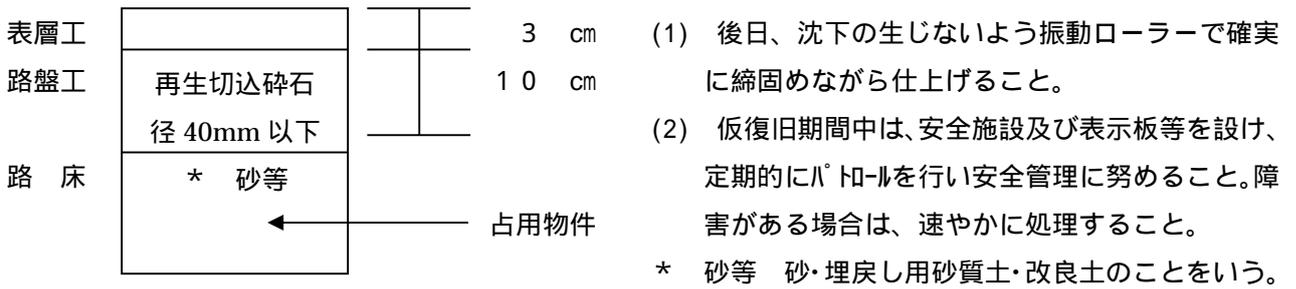
復旧組成図



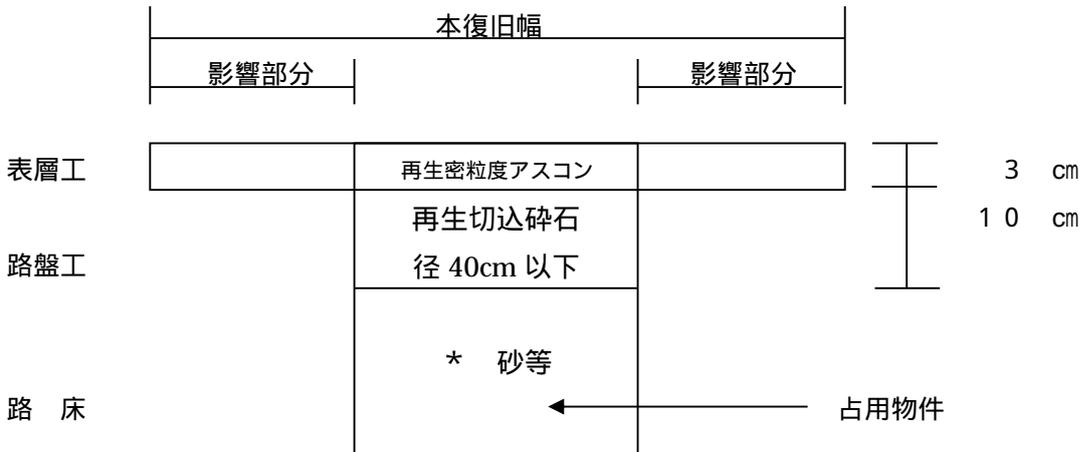
歩道の復旧方法

(車両の通行の用に供されている部分は除く。)

仮復旧方法・・・即日に次の方法で行うこと。

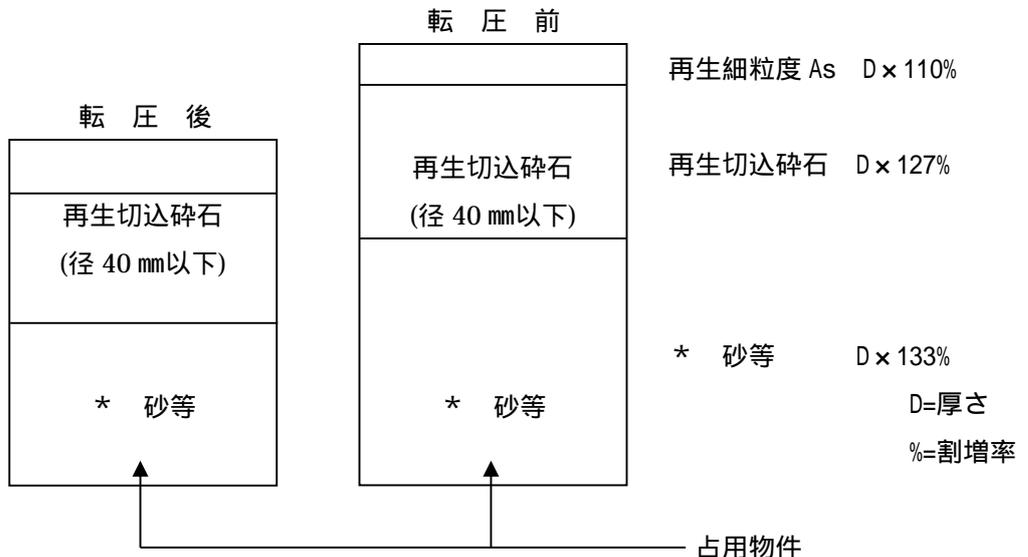


本復旧方法・・・自然転圧期間後（概ね3ヶ月以上）次の方法で行うこと。



- (1) 掘削箇所と影響部分を路面から3cm切削し路床の不陸整正を行い、ごみ・有害物等を除去後、振動ローラー等で十分転圧すること。
- (2) 影響部分は、現場立会いにより決定するものとする。
- (3) 本復旧後において障害が生じた場合は、2ヵ年間は占有者の責任で処理及び対策を行うこと。

復旧組成図



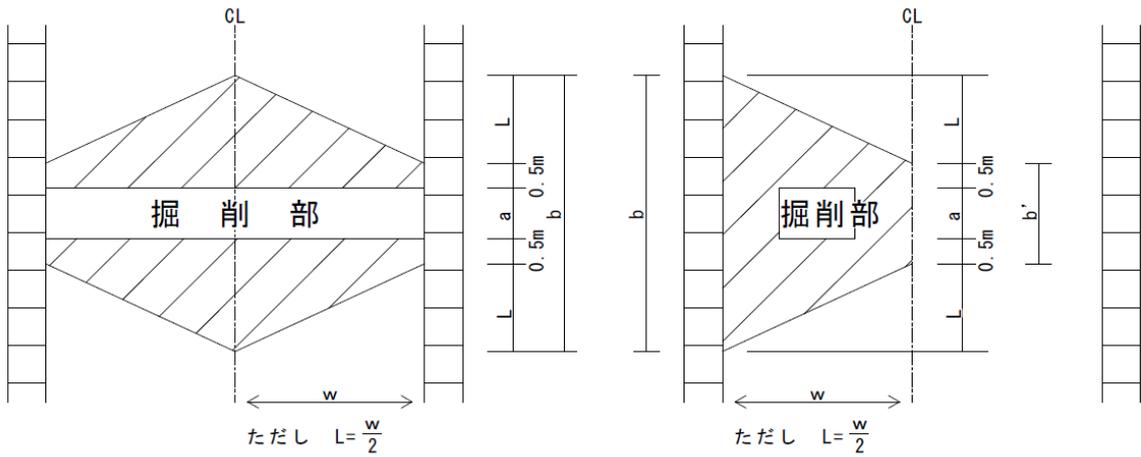
6. 道路復旧標準平面図（舗装本復旧）

(1) 町・県道

・台形の復旧を原則とし、道路の半分以上を掘削する場合は全幅員の復旧をする。寸法等は県道に準ずる。詳細は、その都度まちづくり整備課及び埼玉県飯能県土整備事務所と協議する。

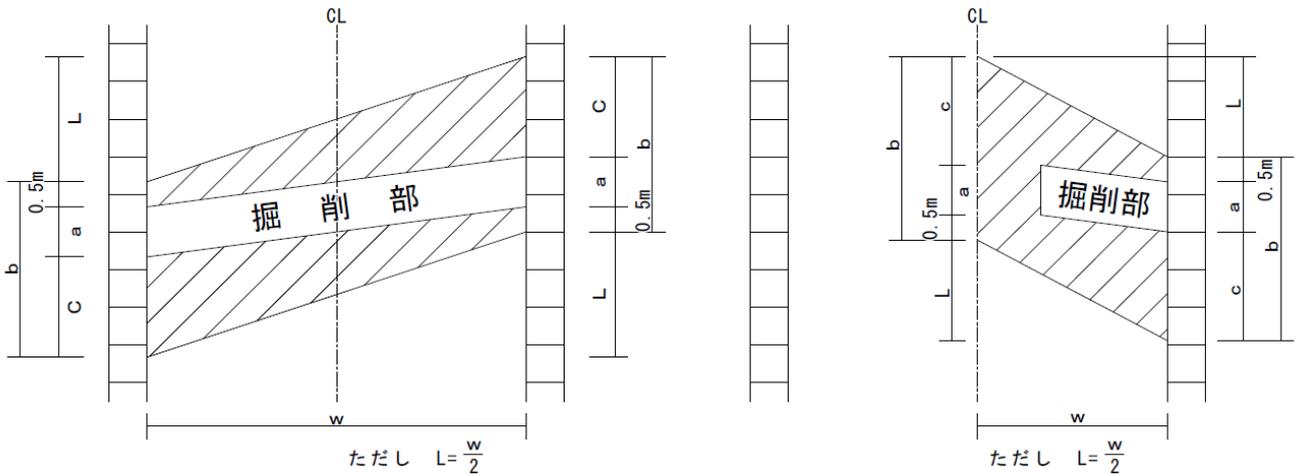
(図1) 横断占用（直角横断）

小 穴

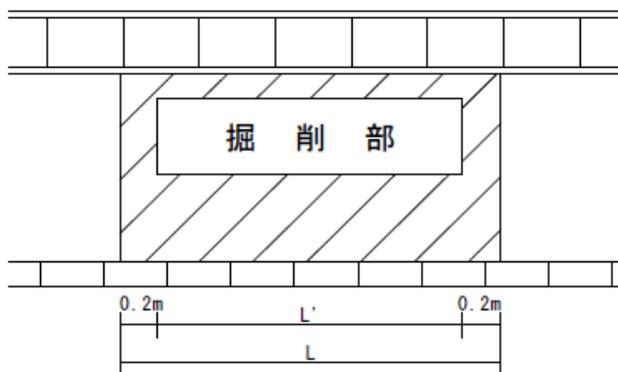


横断占用（斜横断）

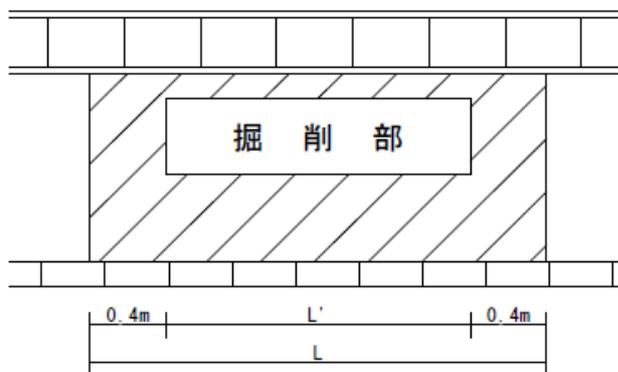
小 穴（斜）



(図 2) 歩 道 (一般部)

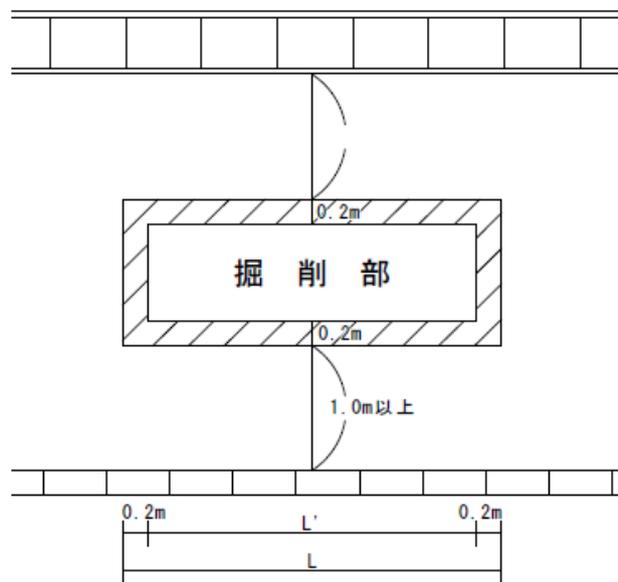


歩 道 (出入口部)

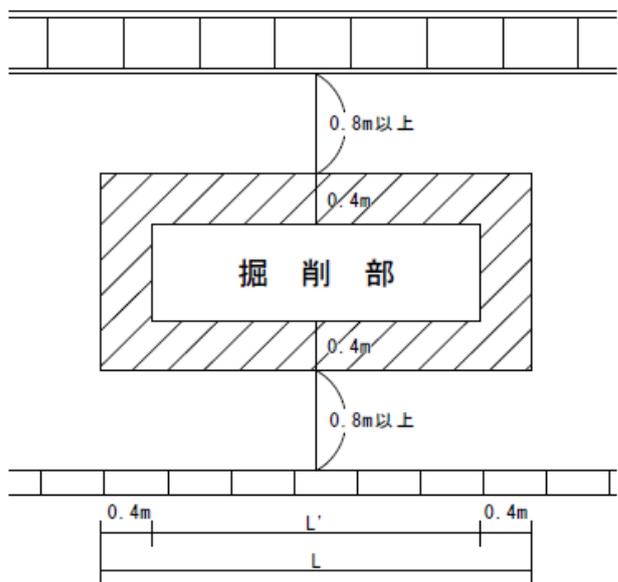


(図 3) < 広幅員歩道の場合の特例 >

歩 道 (一般部)



歩 道 (出入口部)



7. 指定材料

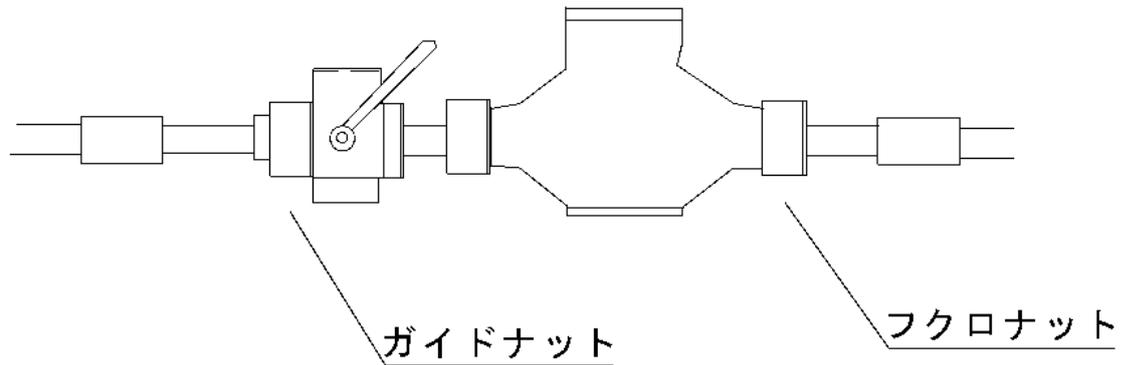
分水栓から量水器までの材料は町指定の材料を使用すること。

・指定条件

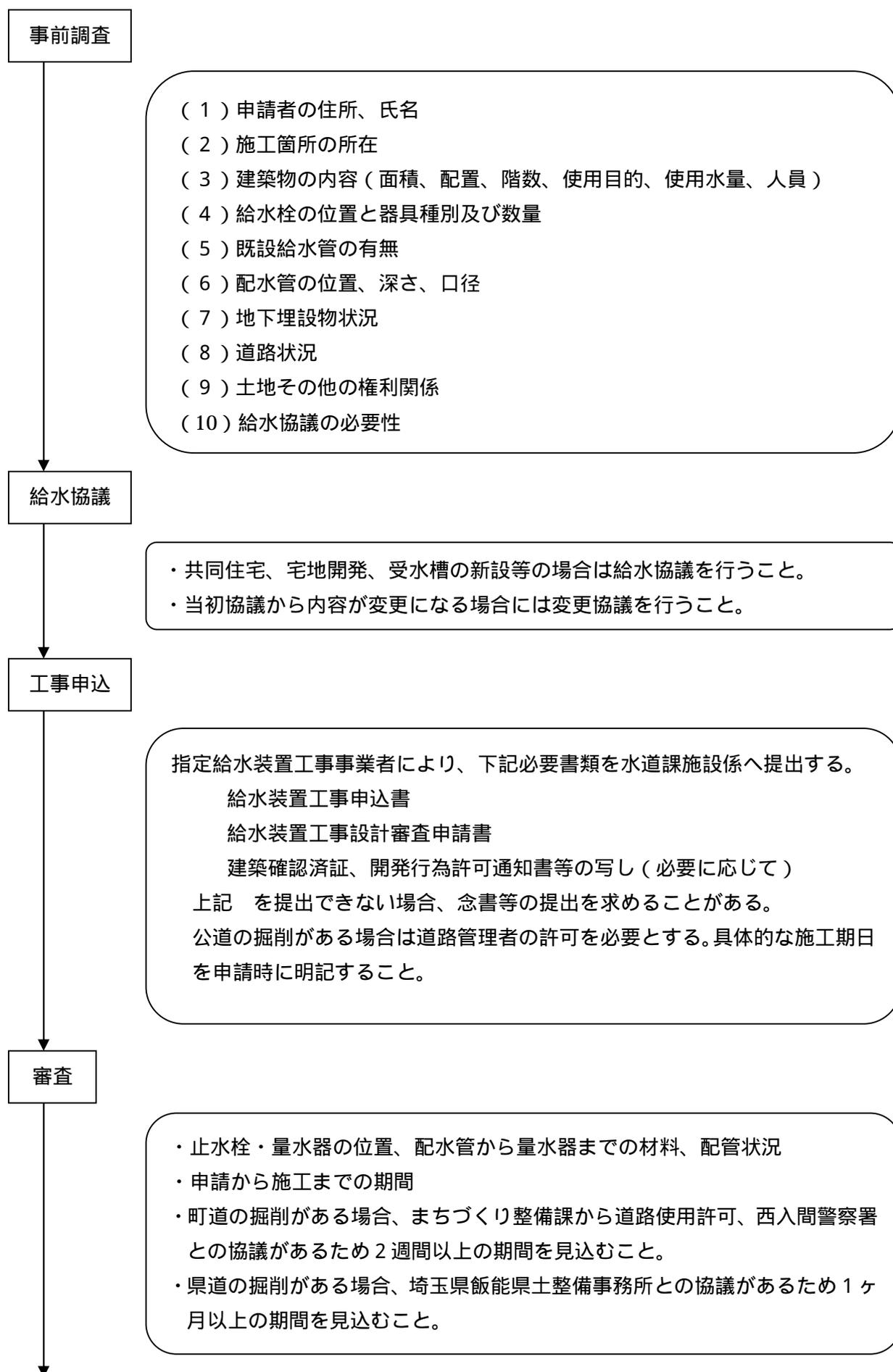
品 名		規格等	備考
管 類	耐衝撃性硬質塩化ビニル管	J I S 規格 日本水道協会規格 またはその準拠品	
継手類	耐衝撃性硬質塩化ビニル管		
分水栓	ボール型サドル付分水栓		ポリスリーブ使用
乙止水栓	ボール止水栓		
丙止水栓	逆止弁付ボール止水栓		
乙筐・量水器筐		P V C 製・青蓋・ 毛呂山町マーク入	

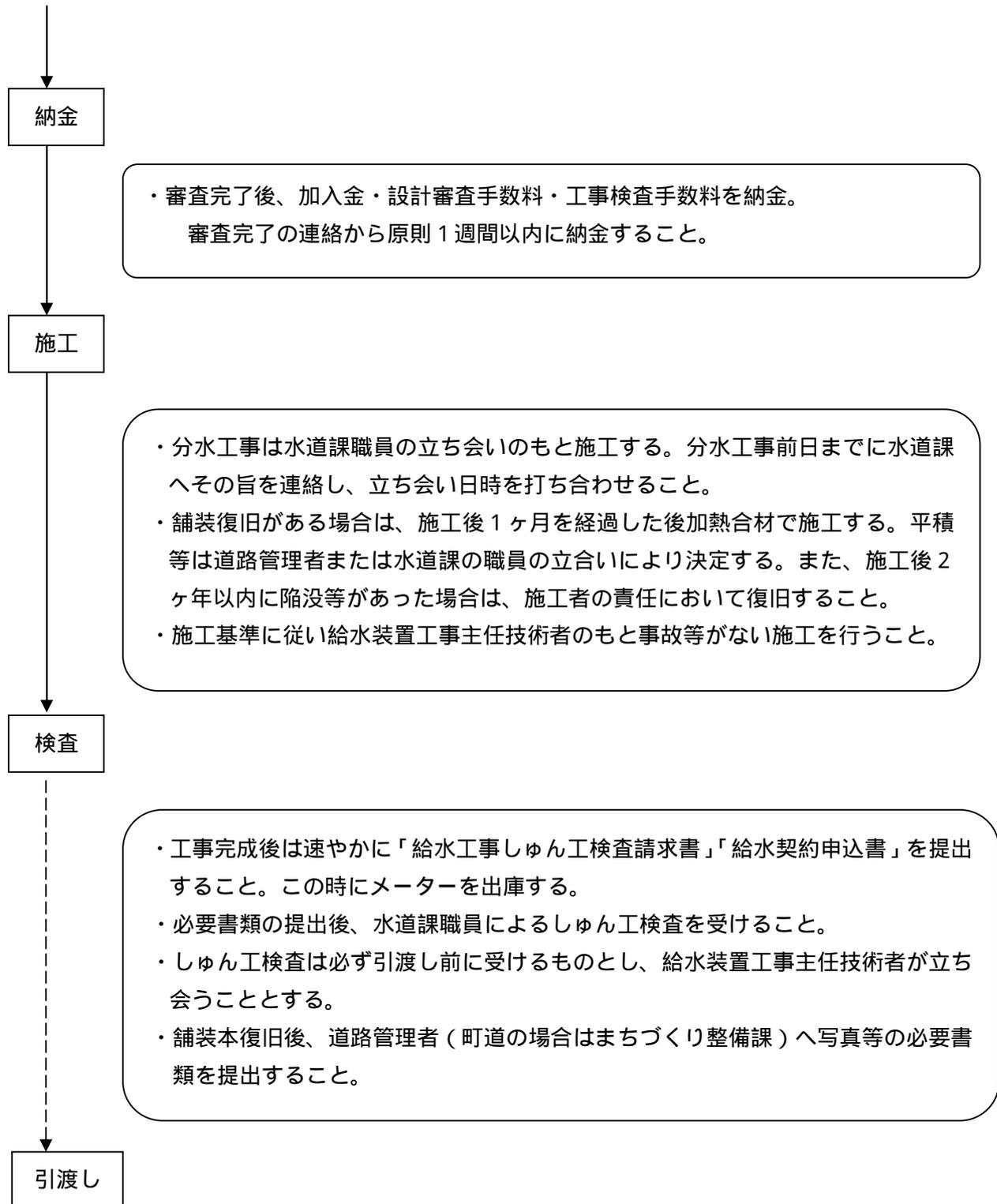
給水申請に伴う本管工事については「給水申請に伴う本管工事設計指針」にて施工を行う。

メーターまわり一部拡大図



8. 給水装置工事申込からしゅん工までのフローチャート





水道事業について

- 1 水道法14条により、水道事業者は、料金、給水装置工事の費用負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。
- 2 給水条例、規則により加入金、水道料金、工事事業者等を定めている。
- 3 条例等をもとに給水装置工事施工基準を設定している。

給水装置工事関係条例等

- 1 給水装置とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
(水道法第3条9)
- 2 供給規程、水道事業者は、給水工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。
(水道法14条)
- 3 給水装置の定義、この条例においては給水装置とは、需要者に水を供給するために町長の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
(給水条例3条)
- 4 費用負担、給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、町長が特に必要があるとみとめたものについては、町においてその費用を負担することができる。
(給水条例7条)
- 5 工事の施行、給水装置工事は、指定給水装置工事事業者が施工する。
(給水条例8条)

漏水修理工事費用負担

1 給水装置全般

給水装置漏水修理の費用負担については、給水条例7条のとおり定めている。

2 分岐からメーター器手前まで

給水装置漏水修理の費用負担については、給水条例7条ただし書きにより定めている。

分岐からメーター器手前までの漏水については、大半が、道路、水道本管、複数の給水使用者に、影響する可能性もあり、他機関との調整等の必要性もあり緊急性があるため水道課で修理する。

3 第1止水栓以降

給水装置漏水修理の費用負担については、給水条例7条により定めている
第1止水栓からメーター器手前までに変更したので（メーターの回っていない漏水）水道課へ連絡願います。メーター器以降の漏水については、今までどおりお客様の負担での直接指定給水工事事業者に依頼をしていただき修理を行うものとする。

給水装置工事費（漏水修理代）の費用負担解説

1 給水装置とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。（水道法第3条9）

給水装置の定義、この条例において給水装置とは、需要者に水を供給するために町長の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。（給水条例3条）

2 供給規程、水道事業者は、給水工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。（水道法14条）

費用負担、給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。

工事の施行、給水装置工事は、指定給水装置工事事業者が施工する。（給水条例7条）